

集団移転地における地盤沈下対策について

平成15年11月30日

独立行政法人水資源機構

集団移転地における地盤沈下対策について

集団移転地「文殊地区」の概要

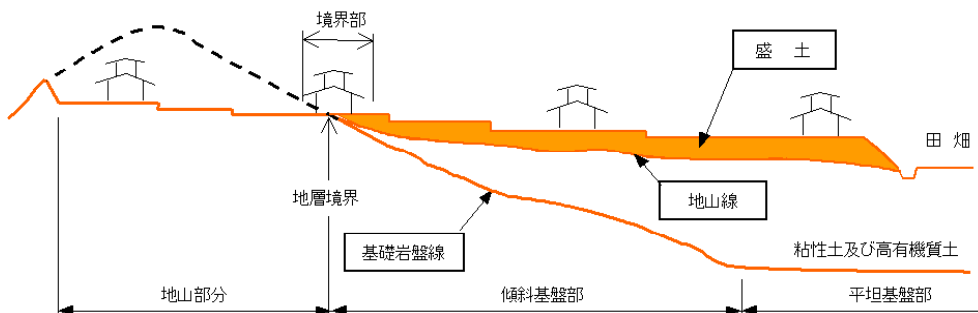
徳山ダム建設事業に伴い移転を余儀なくされた旧徳山村民の生活再建対策として公団が造成を行った5つの集団移転地のひとつである。

- (1) 場所：岐阜県本巣郡本巣町地内
- (2) 開発面積：約64,300㎡ (85戸)

集団移転地位置図 (世帯認定を受けた466世帯中、集団移転地へ移転した世帯数)



文殊地区地盤沈下模式図



主な経過

- (1) 昭和50～52年 旧徳山村、ダム対策委員会、岐阜県及び公団で集団移転地の選定を行い、土地取得。
- (2) 昭和57年4月～ 載荷盛土約1年による地盤改良工事を行い、その後宅地造成、昭和59年8月から分譲開始。
- (3) 分譲後：昭和62年5月～ 住民より建物等に損傷が生じたとして地盤との関連について調査の申し出がある。以後、家屋損傷の申し出が相次ぐ。
- (4) 平成7年度末 損傷申し出家屋の累計が52戸となる。この間、公団は生活に支障がある家屋について対策を実施した（移転対策7戸、現地対策3戸）。
- (5) 平成8年5月 「集団移転地文殊地区に関する技術調査会（委員長：木暮敬二防衛大学教授）」を発足し、地盤沈下の原因と今後の予測、有効な対策について検討、平成8年11月「技術調査会」から報告がされた。

造成当時の一般的な技術水準では予測不可能な高有機質土による二次圧密に起因した地盤沈下である。

沈下は今後も長期に渡り継続する。

抜本的な対策を要する。

この報告を受けて公団は対策を実施することとした。

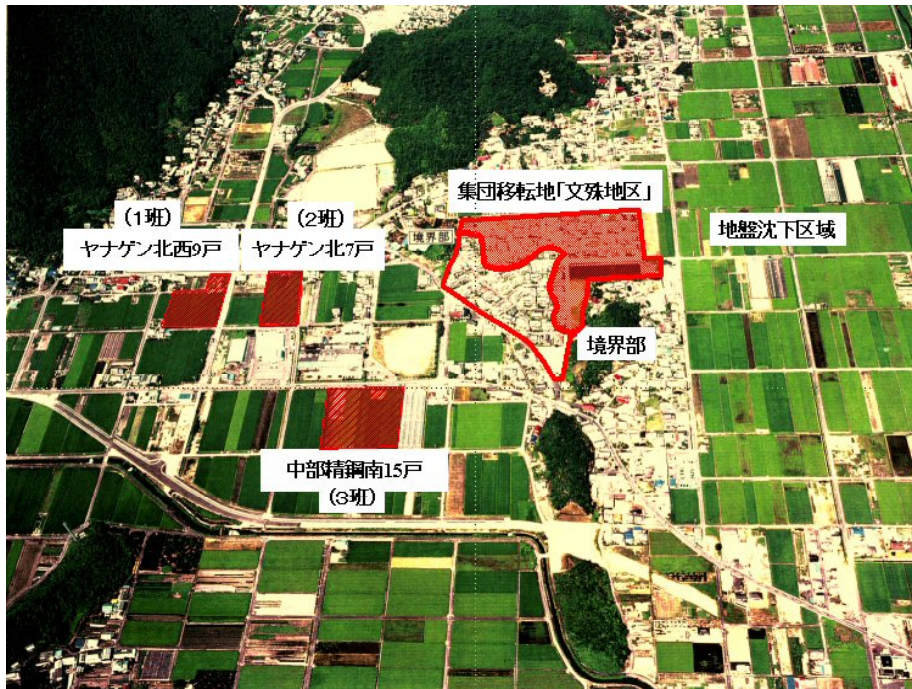
- (6) 平成9年2月 徳山ダム建設事業審議委員会から、「徳山ダムでは466戸の多数の方々に移転していただき、徳山村が廃村になったという事実を重く受け止め、住み慣れた故郷を離れた水没移転者の心情に十分配慮する必要がある。とりわけダム事業者においては、集団移転地の地盤沈下対策等について安心して暮らせるよう誠意を持って対応すべきである。」との意見をいただき、同年2月、公団は、「徳山ダム建設事業の今後の進め方について」の中で、「誠意を持って対応すること」を発表した。
- (7) 平成9年9月 関係者の意向調査を踏まえ、42戸（集団移転対策31戸、個人移転対策10戸、現地対策1戸）の対策が確定。

対策状況

平成15年11月現在 全52戸の対策について

- (1) 緊急対策を要する10戸について：平成7年度末までに対策済み
- (2) 集団移転対策（31戸）：関係者との協議の末、文殊団地近隣に3ヶ所移転地を造成済。順次対策実施中。
- (3) 個人移転対策（10戸）：順次対策実施中
- (4) 現地対策（1戸）：平成12年度対策を完了

文殊地区空中写真



ダム事業費で負担する理由

文殊団地の地盤沈下は、造成当時の昭和50年代半ばにおいては、専門研究者の間においても研究途上で十分解明されていなかった、高有機質土の二次圧密によるもので、平成8年度に設置した技術調査会からも「当時の一般的な技術水準では予測することは困難であった」と報告されており、地盤沈下が発生したことは、水資源機構の過失によるものではないと考えている。しかし、無過失ではあっても、民法570条の規定では、売買の目的物に隠れた瑕疵がある場合には売り主が瑕疵担保責任を負うことが定められていることから、現物補償として提供した水資源機構が責任を負うことになるものである。そして、これは徳山ダム建設事業に伴い発生したものであることから、文殊移転地の地盤沈下対策に要する費用を徳山ダム建設事業費に計上させていただいたものである。